



第2にしぼっぼ新聞

高齢者虐待 サインに気づいたら包括へ

みんなで守ろう 高齢者の人権



虐待は「犯罪」にあたりますが、「高齢者虐待防止法」では高齢者の人権や権利を守ることを目的で、養護者（高齢者の世話をしている家族・親族・同居人等）を処罰することを目的としているものではありません。

高齢者虐待は誰の身にも起こりうる問題です。虐待の理由は様々で、虐待をする人が単純に悪いとは言えないこともあります。責任の強い方が頑張りすぎて終わりの見えない介護に追い詰められて手が出てしまったり、虐待をしている本人が自覚のないままに虐待していることもありま

虐待を受けている高齢者や、介護に疲れた家族等の「サイン」を周囲の人が見逃さないことが虐待を防ぐ第一歩です。迷わずご相談ください。あなたの発見が高齢者の命と尊厳を守ります。



このような方はいませんか？

●高齢者からのサイン		<input checked="" type="checkbox"/>
不自然な怪我や傷、アザがある。	<input type="checkbox"/>	
おびえたり、怖がったりする。	<input type="checkbox"/>	
高齢者の衣服の汚れや、お風呂に入っている様子がない。	<input type="checkbox"/>	
自宅にゴミが放置されている、異臭がする。	<input type="checkbox"/>	
お金や通帳を盗られたと言うことがある。	<input type="checkbox"/>	
●家族(介護者)からのサイン		<input checked="" type="checkbox"/>
家の中から怒鳴り声や大きな物音が聞こえてくる。	<input type="checkbox"/>	
家族(介護者)が介護でとても疲れている様子。	<input type="checkbox"/>	
高齢者の世話や介護に拒否的な発言が聞かれる。	<input type="checkbox"/>	
高齢者を訪ねても家族に嫌がられる、合わせてもらえない。	<input type="checkbox"/>	
介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない。	<input type="checkbox"/>	

発見・相談された方の氏名等が当事者やその家族に知られることはありません。また、その相談を受けて警察や、市役所がいきなり訪問するということはありません。まずは包括支援センターが当事者や家族と関係作りをしながら、介護保険サービスなどに繋げ、ご本人、家族への支援を行っていくこととなります。



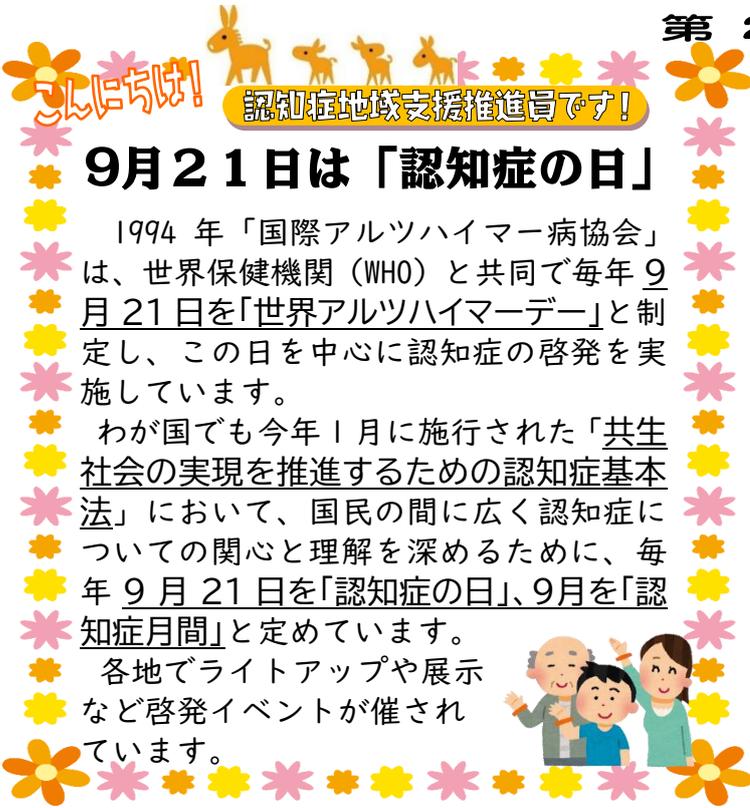
所長 南良 奈津子

高齢者虐待と人権

8月よりセンター長の職を笠原から引き継ぎました。私は平成26年4月に柏西口包括に入職、平成31年2月から柏西口第2包括へ異動し通年で10年程勤務しております。これまで地域の皆様に多大なるお力添えをいただけてきました。今後も皆様のお力を借りながら地域に貢献できるように尽力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、高齢者虐待は昨今の高齢社会の中で、どなたも起こりうる社会問題になっていきます。介護を抱え心身共に大変な方がいたとすれば、適切な介護の方法につなげその負担を軽減させることが介護者の虐待の防止、ひいては高齢者の人権を守る事にもつながります。

困っている方や心配な方がいましたら、地域包括支援センターまでご相談ください。



「ともに生き、共に歩もう認知症」

9月21日は「認知症の日」

1994年「国際アルツハイマー病協会」は、世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓発を実施しています。

わが国でも今年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるために、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定めています。

各地でライトアップや展示など啓発イベントが催されています。



9月は認知症を広く皆様を知ってもら「認知症月間」(世界アルツハイマー月間)です。認知症は65歳以上の高齢者の5人に一人がかかると言われている病気で、医療や介護サービスなどの支援に加えて、地域の方々の配慮や適切な関わり方で、今までの通りの生活が可能となります。

よりいっそう認知症について多くの方にご理解いただき、旭町、新富地域が住み慣れた地域となりますように認知症キャンペーン活動を行いました。

今年度もオレンジフレンズ(認知症サポート)養成講座を受講し、認知症事業の協力に名乗りをあげて下さったボランティアさんたちにご協力頂きました。

ベルクス新豊四季店



イオンモール柏



柏二小



介護保険制度 Q&A

介護保険で手すりをつけられるって聞いたけど、いくらかかるの？



高齢者の事故の7割が自宅で発生しています。住宅環境を整えることで安全な自宅での生活が継続できます。介護認定(要支援1~2, 要介護1~5)があれば、工事費用の上限20万円までは、本人の負担割合(所得に応じて1~3割)の範囲で工事ができます。

ただし、事前の申請が必要ですので、まずは包括支援センターやケアマネジャーにご相談を。



《費用目安》

工事内容	おおよその目安	本人負担割合が1割の場合
手すりの設置	2万円~	2千円~
ドアを引き戸に変更	5万円~	5千円~
上がり框の段差の解消	5千円~	5百円~
滑りにくい床材への変更(浴室相場は10万円)	4万円~	4千円~
和式便器から洋式便座への変更	20万円~	2万円~実費負担

※材質や工事方法、広さにより費用が変わります

9月14日(土)はベルクス新豊四季店の協力でお店入り口にてグッズの配布を行い、来店のお客様も快く受け取って下さいました。

9月21日(土)ではイオンモール柏にて、「マイスキューキャンペーン(シニアクエアの負担と不安を軽減する試みを多世代へ啓発する運動)」と協働して当センターでは「かしわもの忘れチェック」体験ブースを設置したほか、グッズ配布を行いました。

9月27日(金)では二小の四年生を対象に認知症サポート養成講座を行いクイズで楽しく認知症を学んでもらいました。

はじめまして



社会福祉士 市川 佳苗

この度、入職いたしました市川佳苗と申します。いち早く地域に溶け込めるよう精進してまいります。よろしくお願いたします。

新人紹介



読者アンケートにご協力ください!

よりよい紙面作成のためアンケートのご協力をお願いしています。右のQRコードをスマホで読み取りご回答いただくと嬉しいです。

